

様式第1（第1条関係）

事業継続力強化支援計画に係る認定申請書

令和4年1月31日

徳島県知事 殿

住 所 徳島県板野郡北島町中村字長池1番地
名称及び代表者の氏名 北島町商工会 会長 板東理人

住 所 徳島県板野郡北島町中村字上地23-1
名称及び代表者の氏名 北島町長 古川保博

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

- 1 申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員の氏名：川下 和久

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

1. 地域の災害リスク

(1) 洪水：ハザードマップ

北島町は、旧吉野川、今切川が町全体を抱えるようにして流れており、「ひょうたん形」の中州である。また町のすぐ側を吉野川が流れている。

当町のハザードマップ並びに国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所ホームページの洪水浸水想定区域図等に、旧吉野川及び今切川、吉野川が大雨により氾濫した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションしている。

■旧吉野川及び今切川

想定最大規模の降雨（24時間総雨量1,135mm）に伴う洪水により旧吉野川及び今切川が氾濫した場合に想定される最大浸水深は、おおよそが50cm～3m未満であり、ごく一部の地域のみ3mから5m未満となっている。なお、想定し得る最大規模の降雨による浸水継続時間は、～12時間、12時間～24時間、24時間～72時間の地域が混在しており、比率は3：3：4程度となっている。

■吉野川

想定最大規模の降雨（48時間総雨量765mm）に伴う洪水により吉野川が氾濫した場合に想定される最大浸水深は、50cm～3m未満、3mから5m未満が混在しており、比率は2：3程度となっている。なお、想定し得る最大規模の降雨による浸水継続時間は、おおよそが24時間から72時間未満であり、一部の地域が12時間～24時間、ごくごく一部の地域が～12時間となっている。



(2) 地震・液状化：ハザードマップ/南海トラフ地震

北島町への影響が大きいとされる「南海トラフ地震」は、今後30年以内に発生する確率が70%～80%と言われており、徳島県にて策定された地震震度想定によると、最大級の地震（マグニチュード9.0クラス）が発生した場合に、震度6強の揺れが発生すると予測されている。それに伴う液状化については、危険度がかなり高いと予測されている。

(3) 津波：ハザードマップ

当町のハザードマップによると、最大クラスの地震による津波の浸水深は、ごくごく一部の地域が3m～4m、おおよその地域が1m～3m、一部の地域が0.3m～1mと予測されている。

(4) 感染症

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

既述の自然災害とは異なり、建物や設備等の物損はないものの、人の動きや接触の鈍化・縮小・一時休止などに繋がり、あらゆる経済活動を停滞させるため、それらが長期間続くことで、町内事業者は、事業継続はもとより転廃業のリスクが高くなる可能性がある。

2. 商工業者の状況

・商工業者等数 657 人、小規模事業者数 540 人

業種	商工業者数	備考
建設	85	
製造	50	
卸売・小売	199	小売業 94%超
飲食店・宿泊	72	宿泊業なし
サービス	220	
その他	31	
計	657	

3. これまでの取り組み

(1) 当町の取り組み

- ・北島町地域防災計画の改定（令和 3 年 3 月）
- ・北島町国土強靱化地域計画の策定（令和 2 年 3 月）
- ・北島町業務継続計画の策定（平成 28 年 2 月）
- ・防災訓練の実施
- ・防災施設及び防災公園の整備
- ・指定避難所への備蓄品配備
- ・北島町指定緊急避難場所（災害種類別）・指定避難所・福祉避難所一覧の作成
- ・デジタル防災行政無線などを用いた情報伝達の構築
 - ①デジタル防災行政無線（町内 4 カ所に設置された屋外スピーカー、公共施設等に設置している戸別受信機等）
 - ②北島町防災・情報メール（登録制のメール配信サービス）
 - ③文字表示機能付き戸別受信機（聴覚障がいがある方に貸与）

(2) 当会の取り組み

- ・事業者 B C P 等に関する国、徳島県の施策の周知
- ・事業者 B C P 等の策定支援
- ・地震保険、水災対策としてのビジネス総合保険の推奨活動
- ・工業団地倶楽部による避難訓練の実施

II 課題

- ・管内小規模事業者の危機意識不足
- ・管内小規模事業者の事業者 B C P 等の策定が進んでいない
- ・当会と当町との連携において、緊急時の具体的な体制やマニュアルの整備がされていない。
- ・「北島町地域防災計画」において、当会の役割は「災害時における救助用物資、復旧資材の確保幹旋」と記載されているが、具体的な動きについて話し合いを行っていない。
- ・当会の備蓄不足
- ・事業者 B C P 等の策定指導における職員のノウハウ不足
- ・リスクファイナンス対策として保険・共済の必要性を周知するにあたっての職員の知識不足

III 目標

- ・損害保険会社との連携、事業者 B C P 等の策定指導を目的とした専門家派遣の活用を強化し、町内小規模事業者に対して災害及び感染症等のリスクを認識させ、事前対策の必要性を理解させる。
- ・実施期間中における事業者 B C P 等策定支援事業者数の目標：年間 10 件

- ・発災時及び非常時に、当会と当町が円滑に連携し、被害情報を迅速に報告できる仕組みを構築する。
- ・発災後速やかに復興支援策を講じることができるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を整備しておく。
- ・感染症においては「国内感染拡大期」「社内感染者発生期」と状況別の感染拡大防止措置について明らかにしておく。
- ・災害時の対応や事業者BCP等の策定における、ノウハウ、知識を有する当会職員を育成する。
- ・保険、共済に対する助言を適切に行うことができる当会職員を育成する。

IV. その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

I. 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

II. 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当町の役割分担、体制を明確にし、相互連携により以下の事業を実施する。

1. 事前の対策

「北島町地域防災計画」について、本計画との整合性を図り、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。また、「北島町地域防災計画」において、当会の役割とされている「災害時における救助用物資、復旧資材の確保斡旋」について、事前に話し合いを行い、実際の動きを決めておく。

(1) 小規模事業者に対する災害及び感染症等リスクの周知

- ・巡回指導時に、当町のハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災害補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・当会作成の普及チラシやホームページ等、当町作成の広報誌やホームページ等において、国・県の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCP等に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP等（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取り組みの推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取り組みに関して損害保険会社を講師としたセミナーを開催し、小規模事業者に対する普及啓発や行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関して、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。また、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

(2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会では、令和4年1月に事業継続計画を作成済。

(3) 関係団体との連携

- ・全国商工会連合会と連携協定を結ぶあいおいニッセイ同和損害保険株式会社及び東京海上日動火災保険株式会社に専門家の派遣を依頼し、ハザード情報の提供、小規模事業者対象普及啓発セミナーや保険見直し相談会の実施、損害保険の紹介を行う。
- ・徳島大学環境防災研究センターの開催するセミナー、講習会へ職員が積極的な参加することで最新情報の入手と支援に係る知識の定着を図る。事業者へもセミナー、講習会を周知し、参加を促す。

- ・日本防災士機構が実施している防災士資格の取得を、職員並びに小規模事業者に推奨する。防災士資格においては当町より研修費及び試験代の全額補助を行う。
- ・専門家派遣事業を活用し、とくしま産業振興機構や中小企業診断士と連携し、グループ補助金等、国、県施策助成金、補助金等についての説明、申請支援を支援する。
- ・感染症対策としては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

(4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等の取組状況を確認するとともに、専門家を交えた事業者BCP等の作成支援を行い、作成後には内容の定期見直し支援を行う。
- ・当会と当町にて、定期的に協議を行い、計画の進捗状況を確認するとともに、改善点等について協議する。

(5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6強の地震：当町の予測最大震度）が発生したと仮定し、避難経路の確認、職員及び行政との連絡網の確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

2. 発災後の対策

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもなく、自身の安全確保に加えて、近隣の要配慮者の避難支援を行うことができるよう当会役職員の協力体制を構築し、当会と当町が一体となって町全体の避難誘導に取り組む。そのうえで、下記の手順で地域内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

(1) 応急対策の実施可否の確認

- ・参集できる職員の確保をはじめ、事務所のライフラインの確保のため、応急対策実施の可否を確認するための仕組みを当会と当町にて整備する。
- ・発災後2時間以内に災害用伝言ダイヤル171、商工会内連絡網又はSNS等を利用して、職員及びその家族の安否や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を確認し、当会と当町で共有する。
- ・感染症については、国内感染者発生後には、職員の体調確認を毎日行うとともに、職員と来訪者の手洗いうがい等の基本的な感染防止対策の徹底を行う。

(2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
 - ①在宅時の豪雨のケース：職員自身が命の危険を感じる状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
 - ②在宅時の大型地震のケース：職員自身、家族の安否確認、安全場所、生活維持を確認できてから、通勤経路の確保、安全確認後に出勤する。
- ・大まかな被害状況を確認し、24時間以内に情報共有する。なお、出勤時に被害発生の場合は、町担当課、及び商工会役員と連携し被害状況を確認。道路等安全確認できた場合は、町内巡回し被害状況を確認する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。場合によっては徳島県商工会連合会、松茂町商工会、阿波市商工会に応援要請を行う。

- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

3. 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動について体制やルール等を決める。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を、徳島県の指定する方法にて当会（徳島県商工会連合会経由）又は当町より徳島県へ報告する。

4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、町と協議する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や徳島県、当町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

5. 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・国、徳島県等の被災事業者施策の情報を収集するとともに、国や徳島県と連携して、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、国や徳島県と連携し、他の地域からの応援派遣等を検討する。

III. その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

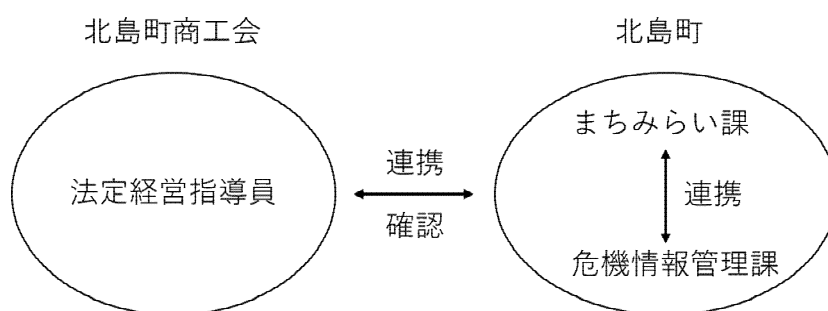
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和4年1月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 川下 和久 (連絡先は後述 (3) ①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

北島町商工会

〒771-0203 徳島県板野郡北島町中村字長池1番地

TEL : 088-698-2275 / FAX : 088-698-2179

Email : tsci2100@tsci.or.jp

②関係市町村

北島町役場 まちみらい課

〒771-0285 徳島県板野郡北島町中村字上地23-1

TEL : 088-698-9806 / FAX : 088-698-3642

Email : machimirai@kitajima.i-tokushima.jp

北島町役場 危機情報管理課

〒771-0285 徳島県板野郡北島町中村字上地23-1

TEL : 088-698-9807 / FAX : 088-698-3642

Email : kiki@kitajima.i-tokushima.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	110	110	110	110	110
セミナー開催	20	20	20	20	20
パンフ・チラシ作成	40	40	40	40	40
専門家派遣	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、北島町補助金、徳島県補助金、国補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
合同会社木村保険サポート 代表社員 木村勇 住所：徳島県板野郡北島町中村字御供田 17-14
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 徳島支店 支店長 宗実晃弘 住所：徳島県徳島市徳島町 2-19-1
有限会社土岐保険事務所 代表取締役 土岐晶文 住所：徳島県板野郡北島町中村字寺裏 9-4
東京海上日動火災保険株式会社 徳島支店 支店長 松島徹 住所：徳島県徳島市寺島本町西 2-22-1
連携して実施する事業の内容
想定被害の把握の為、「ハザード情報レポート」の提供や損保商品の見直し相談、BCP、事業継続力強化計画策定への専門家派遣を想定。
連携して事業を実施する者の役割
両損害保険会社からの「ハザード情報レポート」の提供により、各事業所に想定被害及び想定リスクを認識させ、減災・防災意識を高める。必要に応じ、リスク管理として損保商品の見直し相談の実施。簡易キット「BCPキットくん」利用により事業継続力強化計画、BCPへ取り組むきっかけづくりを行う。また、必要に応じて事業継続力強化計画及びBCP作成支援のため専門家の派遣を実施。
連携体制図等
<p style="text-align: center;">ハザード情報レポート、損保見直し相談、専門家派遣依頼</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"><div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center;">北島町商工会</div><div style="text-align: center;">→</div><div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center;">あいおいニッセイ同和損保 東京海上日動火災保険</div></div> <p style="text-align: center;">←</p> <p style="text-align: center;">ハザード情報レポート提供、損保見直し相談開催、専門家派遣</p>